

一、爭議發生ノ場所

東京府大島元村一八番地 大島觀光事業株式會社自動車部内

二、發生並解決年月日

發生 昭和十一年四月二十六日

解決 〃 十一年四月二十七日

三、事業主側

(1) 名称 大島觀光事業株式會社自動車部

(2) 本社並所屬工場等ノ所在地

東京府大島元村一八番地

(3) 代表者住所氏名

吉田ノ谷區上馬所一五六九 林 甚之丞

(4) 事業ノ種類

自動車旅客運輸業(バス一台、タクシー一七台、トラック三台)

(5) 資本金 十一万七千五百円(合額拂込)

(6) 企業系統 根津系

(7) 使用労働者

運転者 二十六名(男)

助手 七名(男)

車掌 三名(男二女一)

(8) 労働賃銀

最高 月給男四〇〇〇 女一六〇〇

最低 月給男一六〇〇 女一六〇〇

平均 月給男三六七五 女一六〇〇

(9) 退職手當制及其他

(10) 事業主団体關係

四、労働者側

(1) 爭議参加者

運転者 二十三名(男)